

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和 3 年度)

作成日 2021/10/14
最終更新日 2021/10/14

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年10月14日
国立大学法人名		国立大学法人滋賀医科大学
法人の長の氏名		上本 伸二
問い合わせ先		総務企画課企画・評価係 TEL：077-548-2011 E-mail：hqsuisin@belle.shiga-med.ac.jp
URL		https://www.shiga-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
経営協議会による確認		【全体について】 昨年度以降の進展を踏まえた改訂および昨年度版より詳細な記述にした変更により、適合状況がより明確になった。 しかし、変更したそれぞれの箇所について、変更趣旨は分かるが、文の追加・修正の結果、意味が分かりにくくなっている箇所が散見される。改良例を該当箇所に記入したので、参考にされたい。	ご指摘いただいた箇所について、参考例をもとに記載内容を更新しました。今後ともステークホルダーの皆様にとってわかりやすい報告書となるよう努めます。
		ミッションの実現の為のビジョンとして3C推進のこの国立大学法人滋賀医科大学のガバナンスコードは多岐に亘り網羅されていて、1つ1つ確認しての意見表示の作業は大変でした。 しかし、このガバナンスコードのある限り世情の変化・時代の進捗、又地域の要望等に応じその都度改善、訂正、加筆修正され、まさに、生きたバランスコードとして動かされ、その重みはいよいよ増して来ました。この様なバランスコードを基盤にして、国立大学法人滋賀医科大学が、公平性・透明性の中で今後も運営され開かれた大学として進んで行かれますように常に注視し声援を送り続けたいと思います。	国立大学法人ガバナンス・コードについては、その適合状況について各法人が自ら定期的な点検を行い、公表することが求められているところです。引き続き、本報告書を通して社会への説明責任を果たすとともに、経営協議会及び監事等からのご意見を踏まえ、透明性及び信頼性の高いガバナンス体制の構築を目指します。
		国立大学法人ガバナンス・コードの原則を踏まえたもので、策定目的、各原則に則った内容であり、適切であると確認しました。 説明責任を果たし、透明性も担保され、さまざまな意見を参考にされていることから、大学に関係するすべての方々から信頼を得られ、また、理解されると思います。	本報告書により社会に対する説明責任を果たし、透明性及び信頼性の高いガバナンス体制を構築することで、社会の皆様から本学に対する信頼と理解を得られるよう、引き続き努力します。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		【基本原則 1 に関して】 全体として、組織等の権限と責任を明確化し自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制が構築されていると考える。	本報告書の作成を通じて国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況を確認し、学内機能を最大化できる体制構築を目指します。
		原則 1 － 1 ステークホルダーへの情報公開、学外有識者などを含む各委員会からの提案などへの対応につき十分に記載されています。各ステークホルダーからの意見の吸い上げシステムとして、全学フォーラムやHP、意見箱などを介した意見聴取などのほか、学生との懇談会も定期的にされておられますので、意思決定プロセスの一環として必要に応じて記載してもよいかと考えました。	本学では、役員と学生を含む構成員が対話する機会として「学生と学長との懇談会」及び「全学フォーラム」を年に1回程度開催しており、多様なステークホルダーからの意見を聞く取組として、原則1-1に記載を追加しました。
		原則 1 － 1 原則 1 － 1 には、「多様な関係者の意見を聞き」とある。それを受けて、経営協議会や学外有識者会議などには、学外委員を置かれている。教育研究評議会など大学の重要な会議には学外委員は置いているのでしょうか。もし、置かれていないのであれば、学外委員を置くことを検討されればいかがでしょうか。	現行法令上、教育研究評議会は以下の者（学内者）で組織することとなっています。 ＜国立大学法人法 第二十一条第二項＞ 一 学長 二 学長が指名する理事 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員 したがって、教育研究評議会に学外委員を加えることができません。 引き続き、経営協議会や本学独自で設置している総合戦略会議及び学外有識者会議での審議を通じて、学外者を含めた多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めます。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		補充原則 1 – 2 ① 新たに追記された「財務委員会」について、本委員会は、「財務全般に関する諸施策を審議し、学長、役員会及び経営協議会に意見具申し」とあるが、この委員会の位置付けと権限がよく理解できない。	本学における適切な予算配分及び効率的な執行、並びに適正な財務状況の把握に関し、必要な事項を審議するため、財務担当理事を委員長とする財務委員会を置いており、以下のとおり審議事項を定めています。 (１) 予算の配分に関する事項 (２) 予算の執行に関する事項 (３) 資金運用に関する事項 (４) その他財務に関する事項 財務委員会において、これらの事項に関する諸施策を審議・立案し、学長、役員会及び経営協議会に上申する体制を構築しています。
		補充原則 1 – 2 ② 「進捗ナビ」の意味が昨年度と逆になっているが、それでよいか？ (昨年度は、進捗ナビを活用してデータベース化することになっていたが、変更後は、進捗ナビ自体がデータベースになっている)	「進捗ナビ」は中期計画・年度計画の進捗状況や成果等のデータを蓄積し、容易に検索することを可能とするデータベース自体のことを指します。
		【基本原則 2 に関して】 原則 2 – 1 – 3 原則 2 – 1 – 3 に記載されている理事と副学長は学長を補佐する意味で同じように見えるが、違いがわかるように記述できないか。	国立大学法人の理事については、国立大学法人法に「学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」と規定されており、役員として学長とともに法人の重要事項を議決する役員会を構成し、大学の規模等に応じて、配置人数及び学外者の参画等が法令上定められています。 一方、副学長については、学校教育法に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる者」として規定されており、理事と異なる点として、その配置人数等には法令上の制限はなく、学長の裁量によって、より柔軟な任命が可能となっています。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		補充原則 2－1－3③ 新型コロナウイルス感染症の危機事象に対して「危機対策本部」を立ち上げ迅速に対応するなど、リスク管理体制が機能している。	危機管理規程において、学長は、危機事象への対応のために必要があると判断する場合は、速やかに「危機対策本部」を設置することを定めており、今後とも多様な危機に対して「危機対策本部」を中心に迅速かつ的確に対応し、本学の学生及び教職員並びに附属病院の患者さんをはじめとする関係者の安全確保に努めます。
		補充原則 2－1－3③ 「危機対策本部設置の件」 危機管理規定（対策本部の設置）第8条を構築したこと。 令和2年2月に設置され今年度も継続とある。これは、このコロナ時代の要請であり、今後に於ける危機発生時にもいざとなった時に先んじての設置、必要不可欠のものであると思う。	
		原則 2－2－1 本学で独自に設定している理事懇談会、役員懇談会については、委員会でないため規程や公表などは不要かと考えますが、メンバー構成や検討事項などに関する内規などは不要でしょうか。	理事懇談会及び役員懇談会について、現時点では内規等によりあらかじめ運営体制を定めておらず、学長のリーダーシップの下でメンバー構成や検討事項等の実施体制を決定しており、時代の流れに応じて、学長の裁量により迅速かつ柔軟に対応できる運営体制としています。
		原則 2－2－2 役員会での意思決定の的確性が、役員ではない多様な関係者が陪席することで担保されるとすると役員会に参加する人数が増え、業務量の増加につながる事が懸念される。役員会の透明性を確保する他の方法は考えられないでしょうか。	各人の業務量や必要性を考慮して、陪席者の範囲を引き続き検討していきます。 なお、役員会資料は会議当日までに陪席者を含めた関係者にメール送付しており、業務の都合等で陪席できない者でも、送付資料から事前に審議内容を把握できるように運用しています。
		原則 2－3－1 理事および副学長の活用について記載すべきで、令和3年度変更案の欄の1～5行目の記載内容は、原則 2－1－3 に記載した方がよいと考える。	ご指摘のとおり、理事及び副学長の配置に関する事項については、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制整備として原則 2－1－3 に記載するべきであり、原則 2－3－1 から当該記載を削除しました。
		原則 2－3－2 大学と地域医療の推進のために、非常勤理事を効果的に任命している。	本学では現在、地域医療に積極的に取り組む関係病院の現職病院長を非常勤理事に任命しており、引き続き、地域医療の推進を担う人材育成及び関係病院における男女共同参画の推進に取り組めます。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		【基本原則 3 に関して】 原則 3－1－1 経営協議会について、学外委員に議題等を事前に照会するなど、学外委員が積極的に関与するよう工夫されている。	今後とも会議の運営方法を工夫し、学外委員の多様で幅広い視点をより有効に活用するとともに、その知見を積極的に法人経営に反映させることで、本学の更なる発展を目指します。
		補充原則 3－1－1 ① 「経営協議会学外委員について」 その設立の趣旨に従い我々も活動したいと思っているが・・・ 会議前に資料送付があり、質問・意見照会の機会を設けて頂いているのはありがたい事ですが、送付された膨大な資料は各委員の責任義務として、委員会出席当日その資料を各自持参すると明示した方が良くと思われる。（紙のロスと事務局労力の削減の為）	ご意見を参考として、経営協議会のみならず各種委員会において、ペーパーレス及び業務の負担軽減を推進していきます。
		原則 3－2－1 教育研究評議会には、学外委員の定めは見られないが、学外委員を任命する必要があるか。	現行法令上、教育研究評議会は以下の者（学内者）で組織することとなっています。 ＜国立大学法人法 第二十一条第二項＞ 一 学長 二 学長が指名する理事 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員 したがって、教育研究評議会に学外委員を加えることができません。 引き続き、経営協議会や本学独自で設置している総合戦略会議及び学外有識者会議での審議を通じて、学外者を含めた多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めます。
		原則 3－3－1 学長選考会議は、選考手続きを変更し、また、学長の業務執行状況を確認、公表するなど、適正にその機能を発揮している。	引き続き法令の趣旨の則り、学長の選考基準及び選考手続の策定並びに学長の業務執行状況の確認など、学長選考会議に求められる役割を果たせるよう、適正な運営を実施していきます。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		補充原則 3－3－3① 「学長の業務執行状況について」 平成2年以降は学長の業務執行状況確認を毎年行うとなされたが、その内容に於いては明示していない。従って、学長の任務がかなり高度・繁雑となっている現在、確認の方法を2年に1度は委員会に出席・WEB等を使って状況説明を受ける。その合間の年度は書面においてのみで了承とする・・・と決めておいた方が良くと思うが如何だろうか。	学長選考会議規程第2条第1項第4号に、学長選考会議の業務のひとつとして学長の業務執行状況の確認について規定しており、学長選考会議（令和2年11月9日開催）において検討の結果、令和2年度以降は毎年度確認することとしています。令和3年6月28日開催の学長選考会議において、令和2年度に係る業務執行状況の確認がなされたところですが、次年度以降の運用については、より効果的・効率的な監督の実施に向けて、学長選考会議の意向に則して運営していきます。
		原則 3－4－1 監事の監査報告には、いろいろな観点からの指摘があると考えられるが、その取り扱いについて、規程などでの定めはあるのか。定めがなければ、取り扱いについて定めることが必要ではないか。	監事監査報告の取り扱いについては、監事監査規程第8条に定めており、原則3－4－1に参照条文を追加しました。
		【基本原則 4 に関して】 補充原則 4－1② 「学生が大学で身につけることが出来る能力とその根拠及び学生の進路状況等」 滋賀医科大学に於ける教育成果としての学生の国家試験合格率が少々心配である事。今後の滋賀医科大学の努力目標として欲しいとお願いしたい。 ※優秀な成績だからこそ入学した筈の滋賀医科大学に於いて、6年の長丁場で研鑽を重ねいずれ越えねばならない医師国家試験をこれを個人の問題とせず、大学としても戦略的にかつ共通テーマとして大学側の意識を添え、是非学生たちに将来像を常にイメージしながらの学生生活を送り、まず、医師としての第一歩のこの国家試験合格を無事に果たして頂きたいと切に思われる。	医師国家試験及び保健師・助産師・看護師国家試験の合格率については、本学の第4期中期目標・中期計画において、各学科における教育課程が適切かつ効果的であったかどうかを分析するための“評価指標”として掲げる予定としており、教育課程の継続的な改善を図ることで、国家試験合格率の向上を目指します。
		補充原則 4－1② 令和3年度変更案の欄 6行目、「・・・学生による自己評価表（ループリック）を作成し、・・・」とある。しかし、ループリックとは、学生の学習到達状況を評価するための評価基準であるので、記載内容を見直した方がよいと考える。	ご指摘を踏まえ、「学生による自己評価表」を用いた学修成果の評価に関する記載内容を更新しました。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		補充原則 4－2④ 補充原則 4－2④に記載されているように、コンプライアンス、行動規範など多くの研修の場を持っており、今後も継続することが重要と考えます。	法令改正や社会変化等に応じて、常に新しい情報に基づいた教育を行うため、今後も継続してe-Learning等のデジタルを活用した教育研修を実施し、構成員のコンプライアンス徹底に努めます。
		【その他】 学長業務執行状況報告によるもの ・地域基盤型教育に関わる諸々の取り組みが今後に於いて華開く事を希むばかりである。 ・滋賀医大としての特色ある研究推進に於けるカニクイザルを用いた研究、がん研究のプロジェクト・神経難病プロジェクト・生活習慣病等のテーマに取り組む等引き続きの研究に期待したい。 ・コロナ禍終息後の医学・看護学教育の予想等も議論に入れて、これからの大学運営の未来像がよく明示されていて、今回の学長報告書は、公開に価するものだと評価したい。	・地域基盤型教育について 地域医療教育研究拠点を含む各診療科での診療参加型臨床実習の拡充、診療科ごとに魅力的なキャリアパスの提示、ならびに卒前卒後の一貫した到達目標の設定などを行い、卒前・卒後教育のシームレスな医師養成体制を整備することにより、今後も滋賀県内で活躍する医師の養成に努めます。 ・特色ある研究の推進について 現在、本学では4つの重点領域研究を選定しており、産学官金連携や臨床研究支援等の強化を行い、基礎研究の成果を臨床応用することで、引き続き現代社会が直面する医学的課題の解決を目指します。 ・ポストコロナにおける医学・看護学教育について 昨年度は対面授業を基本としつつ、同時にリアルタイム配信による遠隔授業も行うなど、ハイフレックス型授業を確立しました。また、今後はICTを活用して授業前の自宅学習を行い、より高次な内容による講義を目指す「教師役反転授業」の取組を進めることで、より効果的な医学・看護学教育を実践していきます。
監事による確認		【全体について】 報告書に関する学内関係会議における審議経過及び内容等を確認し、令和3年7月14日、監事は、本報告を適切なものと評価しました。 本年2月に公表されたガバナンスコードを意識した運営がなされており、6月28日には、学長選考会議も適正に開催されたところです。今後も、学長が目指す「サステナブル」で「アトラクティブ」な大学の実現に向けて、状況の変化に柔軟に対応しながら、自主的・自律的な組織体制が維持できるよう、継続的に見直しを図られる状況を、今後も注視してまいりたい。	引き続き、教職員及び学生が相互に尊重し明るく前向きに活動できる魅力ある（＝アトラクティブな）大学として持続し続けるため、“サステナブルでアトラクティブな大学”をキーワードに掲げ、本学の理念である“地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する”ことを目指します。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【補充原則 3－4－1 ①】 監事の常勤化 本学は、中期計画において「監事が財務や会計、大学のガバナンス体制のみならず、教育研究や社会貢献の状況等についても監査できる体制を構築するため、監事を常勤化し、その支援体制を強化する。」を挙げており、平成28年度から検討してきた。しかし、本学は単科大学における監査業務量を考慮した結果、外部でのキャリアを継続しながら、業務量に応じた働き方が可能な、非常勤形態が適していると判断した。 さらに、令和2年度に開催した外部委員2名を含む監事候補者選考委員会においても、組織業務、会計業務に精通した非常勤監事2名体制が適当であると判断した。

国立大学法人滋賀医科大学				
記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等	
基本原則 1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築				
原則 1 – 1		本学のミッションとして、次のとおり、理念及び使命を掲げている。 【理念】 地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。 【使命】 1 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。 2 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。 3 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。 		

国立大学法人滋賀医科大学			
記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		具体的な目標・戦略としては、文部科学大臣から提示を受けた第3期中期目標を達成するため中期計画を策定し、文部科学大臣の認可を受けている。 中期目標（原案）及び中期計画の策定に当たっては、学内の教育研究に従事する委員を含む教育研究評議会、学外委員を含む経営協議会に加えて、本学の発展に必要な戦略を立案する総合戦略会議及び本学の運営全般に関する学長の諮問機関で広くかつ高い識見を有する委員を含む学外有識者会議での審議を通じて、多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めた上で、役員会で議決している。 また、中期目標・計画を達成するための道筋として、事業年度毎に年度計画を定め、大学ホームページ等で公表している。 学内のステークホルダーに対しては、役員と構成員が対話する機会として「学生と学長との懇談会」及び「全学フォーラム」を年1回程度開催しており、広く一般から多様な意見を聴く仕組みとしては、大学ホームページに問い合わせページ「問い合わせメールフォーム」を設置するとともに、附属病院内には本院に対する様々な意見をお寄せいただくために意見箱を設置しており、多様なステークホルダーから届いた意見等について検討し改善等につなげている。	・法定公開情報（情報公開法） 「中期目標・計画」（大学HP）
補充原則1－2④ 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。		本学は、毎年度、中期計画毎に進捗状況や指標を管理するデータベース「進捗ナビ」を活用して実績を確認し、「評価委員会」において自己評価を行ったうえで「業務の実績に関する報告書」を作成し、中期計画の進捗状況とそれを自己評価した結果を大学ホームページで公表している。また、国立大学法人評価委員会による評価結果は、次年度以降の年度計画に反映させている。	・評価委員会規程 第2条（審議事項） ・（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十二条に基づく）法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報 「事業報告書、業務報告書、その他業務に関する報告書」（大学HP）
補充原則1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本学では、経営については経営協議会、教学運営については教育研究評議会が、それぞれ「経営協議会規程」及び「教育研究評議会規程」に審議事項を定めており、権限と責任を明確化している。 経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項 (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項 (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他法人の経営に関する重要事項 教育研究評議会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人滋賀医科大学（以下「法人」という。）の経営に関する事項を除く。） (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。） (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他滋賀医科大学の教育研究に関する重要事項	・経営協議会規程 第2条（審議事項） ・教育研究評議会規程 第2条（審議事項）

国立大学法人滋賀医科大学				
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
	補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本学の人事に関する事項については、管理運営組織規程第12条第 2 項の規定に基づき人事委員会を設置し、戦略的な人員計画や人材育成を推進している。性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材の確保及び活用を図るため「国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針」を策定し、ホームページ上で公開している。 性別に関しては「第2期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）」に掲げた女性管理職登用比率の数値目標を達成しており、国際性に関しては特に大学院教育で留学生を確保しており、障がい者については法定雇用率を遵守している。 管理運営組織規程【委員会】第12条（抜粋） 法人に専門的事項について審議するため、各種委員会を置く。 2 委員会について必要な事項は、別に定める。 人事委員会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 教職員の選考，採用及び配置に係る方針に関すること。 (2) 教員選考の実施に関すること。 (3) 教職員の評価に関すること。 (4) 教員選考及び職員採用の評価並びに評価後のフォローアップに関すること。 (5) 本学の関係病院，他大学，官公庁，民間企業等との人事交流の方針に関すること。	・管理運営組織規程 第12条（委員会） ・人事委員会規程 第2条（審議事項） ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・第2期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）（男女共同参画推進室HP）
	補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学は、中期計画において、予算（人件費見込みを含む）計画に基づいた中期的な財務計画（収支計画、資金計画等）を策定し、教育研究の費用及び成果等については、毎年度財務諸表、事業報告書を作成しておりホームページで公表している。 同計画の作成にあたっては財務委員会の審議後に経営協議会の審議を経て役員会の承認を得ているものを公表している。 災害等の社会情勢の変化があった場合は、すみやかに補正予算の編成を行って資金不足などが生じないように対応している。	・令和3年度 国立大学法人滋賀医科大学年度計画 ・法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP）
	補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学は、教育、研究、診療等に係る財務状況、活動状況やコスト等の資金状況等について、「財務諸表」、「事業報告書」等の義務的開示をしている。その他本学独自の取り組みとして、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を作成し、公表している。	・法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP） ・情報公開（企業等からの資金提供状況）（大学HP） ・統合報告書（大学HP）

国立大学法人滋賀医科大学				
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
	補充原則 1－4 ② 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。		本学は、学長の定める特命事項を担当する「学長補佐」及び理事の業務を補佐する「副理事」を置き、役員会等主要な場への陪席を求め、法人経営を担い得る人材を育成している。また、国立大学協会が主催する将来の経営人材を育成する研修会等への積極的に参加している。 管理運営組織規程【学長補佐】第15条（抜粋） 学長は、特命事項について担当する学長補佐を指名することができる。 2 学長補佐は、「学長補佐（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。 管理運営組織規程【副理事】第16条（抜粋） 学長は、理事の下に副理事を置くことができる。 2 副理事は、理事を補佐するとともに、理事の命を受け業務を処理する。 3 副理事は「副理事（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。	・管理運営組織規程 第15条（学長補佐）、第16条（副理事）
基本原則 2. 法人の長の責務等				
国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。				
原則 2－1－3	【ビジョン実現のための執行体制の整備】 法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則 1－4 で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。		学長は、以下の（１）～（３）のとおり学内外から適任者を選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。 （１）理事 学長は、自らを補佐する人材として、高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、適任者を理事に任命しており、理事は、学長の定めるところにより職務を次のとおり分担し、学長を補佐している。その際、法人の役員又は職員でない外部理事を必ず任命することを管理運営組織規程に定めている。 ・研究・企画・評価担当理事 ・医療・財務・労務担当理事 ・教育・学生支援・コンプライアンス担当理事 ・地域医療担当理事（学外） （２）副学長 学長を助け、命を受けて校務をつかさどる者として、外部理事を除く 3 名の理事及び内部統制システムを統括する事務局長を副学長に指名している。	・管理運営組織規程 第6条（役員の任命等）、第14条（副学長）、第15条（学長補佐）、第16条（副理事） ・運営組織（役員名簿）（大学HP） ・大学概要 「組織等」 23頁

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		（３）学長補佐及び副理事 特命事項を担当する者として、大学改革、男女共同参画を担当するため2名の学長補佐や、理事を補佐する者として、研究推進、臨床研究、国際交流、労務、基礎医学教育・地域医療教育改革、臨床教育改革を担当する6名の副理事を指名している。 また、長期的な人材育成として、原則１－４の記載欄で述べた取組を行っている。 さらに、理事及び学長補佐について、その担当事項を付記した一覧名簿を大学ホームページや一般向け冊子「大学概要」で公表している。 管理運営組織規程【役員の任命等】第6条（抜粋） ３ 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。 ４ 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。	
２－２ 役員会の責務 原則２－２－１ 【法人経営に係る重要方針の十分な検討】 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。 また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。		役員会は、国立大学法人法に則り定められた以下の審議事項について検討・討議を行い、学長の意思決定を支援している。さらに、十分な検討・討議を補助するために、本学独自の合議体として理事懇談会や役員懇談会を設置している。また、役員会は、開催回数を毎月2回とすることで本学の重要事項について迅速に審議し、その都度、会議報告を大学ホームページで公開している。 役員会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 中期計画及び年度計画に関する事項 (3) 長期計画に関する事項 (4) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (6) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (7) コンプライアンス体制の推進に関する事項 (8) その他役員会が定める重要事項	・役員会規程 第2条（議決事項） ・会議報告（役員会）

国立大学法人滋賀医科大学

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
原則 2－3－2 【多様な人材の登用・確保】 国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。 その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。		本学は、人事基本方針に基づき、性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材を確保及び活用を図っており、管理運営組織規程第6条で定めるとおり、理事に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにし、経営層の厚みを確保している。 現在、大学と関係病院との連携による地域医療の推進を担う人材育成、関係病院における男女共同参画を大学と協働して担当する理事として、地域医療に積極的に取り組む関係病院の現職病院長を非常勤理事に任命し、公表している。 管理運営組織規程【役員の任命等】第6条（抜粋） 3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。 4 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。	・ 国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・ 管理運営組織規程 第6条（役員の任命等） ・ 運営組織（役員名簿）（大学HP）
基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備 国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による 監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。			
補充原則 3－1－1 ① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。		本学は、経営協議会の学外委員の選考方針について、大学に関し広くかつ高い見識を有する学外有識者から教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命すると経営協議会規程において定めている。企業運営財務、大学経営、医療関係施設経営、行政等の経験を有する人材を学外委員として任命し、規程及び委員一覧を公表している。 経営協議会において、大学側から議題を設定するだけでなく、学外委員の多様で幅広い視点から大学運営のあり方を検討するため、採り上げたい議題や資料等の要望について照会し、当日の議題に反映させることで、より積極的な学外委員の参画を促している。また、会議開催前に審議事項の資料を各委員に送付して事前に質問や意見を照会する機会を設け、会議当日の審議を活性化させるよう工夫している。 経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項 (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項 (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職 手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要 な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他法人の経営に関する重要事項	・ 経営協議会規程 第2条（審議事項）、第3条（組織） ・ 経営協議会委員

				国立大学法人滋賀医科大学
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
			経営協議会規程【組織】第3条（抜粋） (1)学長 (2)理事又は事務局長 (3)学長が指名する職員 (4)本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの	
	補充原則 3－3－1 ① 学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。		本学の理念を踏まえた学長選考基準を策定して公表し、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求めている。選考手続きにおいては、学長選考会議において議論のうえ、平成30年度に学長選考等実施細則を改正し、従来行われてきた意向聴取投票を廃止のうえ、電子メールにより募集した意見を学長選考の参考の一つとするなど、学長選考会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くして適正に選考を行う体制を整えるとともに、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 学長選考会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考会議は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項に掲げる事由の調査に関すること。 (6)学長の解任の申出に関すること。 (7)その他学長選考会議の運営に関し必要な事項。 学長選考等実施細則【学長選考の参考としての意見募集】第6条（抜粋） 学長選考会議は、学長の選考の参考とするため、推薦資格者に対して、期間を定めて、学長候補適格者に関する意見を募集するものとする。 2 推薦資格者は、前項の意見募集があった場合は、滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規第4条第1号に定める教職員用メールを使用し、当該メールには氏名を明記のうえ、意見を提出することができる。 3 学長選考会議は、前項により提出された意見から、推薦資格者の氏名を削除し、推薦資格者に対応する次の3種の職種のみを付した資料を作成する。 (1)第3条第2項第1号から第3号、第5号及び第6号に該当する者 役職員 (2)同項第4号に該当する者 教員 (3)同項第7号から第13号に該当する者 病院職員	・学長選考会議規程 第2条（業務） ・学長選考等実施細則 第6条（学長選考の参考としての意見募集） ・次期学長に求める学長像（滋賀医科大学学長像）平成31年3月25日決定（大学HP）

国立大学法人滋賀医科大学				
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
	補充原則 3－3－1② 学長選考会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、公表しなければならない。		学長の任期の始期は、中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年とする。また、学長は再任できない。ただし、学長が辞任を申し出たとき又は学長が欠員となったときに選考された学長は、1回につき再任することができる。 学長選考規程【学長の任期】第5条（抜粋） 学長の任期の始期は中期目標・計画の開始日 2 年前からとしその任期は 6 年とする。 2 学長は再任できない。ただし，第 3 条 1 項 第 2 号又は第 3 号に掲げる理由より選考され た学長は， 1 回につき再任することができる。	・学長選考会議規程 ・学長選考規程 第5条（学長の任期）
原則 3－3－2 【法人の長の解任のための手続の整備】 学長選考会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。			学長の解任審査は、学長選考等実施細則第11条で次のとおり規定しており、該当すると認められる場合に学長選考会議が行うこととしている。 なお、解任の申出は、学長選考等実施細則第13条において、学長選考会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、学長選考等実施細則第11条の(1)～(4)に該当すると認めた場合は、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものと規定している。 学長選考等実施細則【解任の審査】第11条（抜粋） 学長の解任審査は、次の各号の一に該当すると認められる場合に学長選考会議が行う。 (1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2)職務上の義務違反があるとき。 (3)職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。 (4)その他学長たるに適しないと認められるとき。 学長選考等実施細則【解任の審査請求】第12条（抜粋） 学長の解任審査は、次の各号の一に該当する場合に行う。 (1)学長選考会議委員の1名以上による解任審査請求があったとき。 (2)経営協議会委員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 (3)教育研究評議会評議員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 (4)推薦資格者のうち、学長を除いた者の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 2 前項の解任審査請求は、解任すべき理由を付した書面により議長に提出する。 学長選考等実施細則【解任の申出】第13条（抜粋） 学長選考会議は、学長選考会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、第11条各号の一に該当すると認めた場合は、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。	・学長選考会議規程 ・学長選考等実施細則 第11条（解任の審査）、第12条（解任の審査請求）、第13条（解任の申出） ・学長選考規程

				国立大学法人滋賀医科大学
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
	補充原則 3－3－3② 学長選考会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。		学長選考会議は、学長選考会議規程第2条第1項第4号に基づき、令和元年度までは学長の6年の任期中、就任から2年度目及び4年度目に、学長の業務執行状況の確認を行う際に、評価及び助言等を行うとともに、確認内容及びその評価結果を大学ホームページにて公表している。なお、学長選考会議（令和2年11月9日開催）において検討の結果、令和2年度以降は、学長の業務執行状況の評価頻度を毎年度とすることとしている。 学長選考会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考会議は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項に掲げる事由の調査に関すること。 (6)学長の解任の申出に関すること。 (7)その他学長選考会議の運営に関し必要な事項。	・学長選考会議規定 第2条（業務） ・会議報告（学長選考会議）
	原則 3－3－4 【経営力を発揮できる体制の検討】 学長選考会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。		本学は1法人1大学の単科大学であるため、大学総括理事は置いていない。 国立大学法人法【役員】第10条第3項（抜粋） 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。	・国立大学法人法 第10条第3項（役員）

国立大学法人滋賀医科大学			
記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
基本原則 4 【社会との連携・協働及び情報の公表】 国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。 また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。			
原則 4－1 【法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】 国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。		本学は、法令に基づく情報公開に加え、法人運営、役員会、経営協議会、教育研究評議会の会議報告、教育・研究及び社会貢献活動に関する事項について、その都度、大学ホームページ、大学概要、その他広報誌で公表している。また、最新の研究成果等については、積極的なプレスリリースを行い、報道機関の取材に可能な限り応じている。なお、ホームページで公開している法令に基づく公開情報は、広報担当部署において適時確認・更新を行っている。	・法定公開情報（情報公開法）（大学HP） ・大学概要（大学HP） ・広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース & 別冊TOPICS、 (4)Institutional Research(IR) Report ・学生募集要項（医学部）（大学HP） ・学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・研究シーズ集（大学HP） ・医療ニーズ集（大学HP） ・診療案内（病院HP） ・統合報告書（大学HP）
補充原則 4－1 ① 国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。		本学は、様々なステークホルダーに向けての情報公開を、大学ホームページ及び広報誌で行っていることに加え、報道機関への積極的なプレスリリースを実施している。 大学ホームページは、関係する情報へのアクセスのために訪問者別メニュー（受験生、在学生、卒業生、地域・一般の方、企業・研究者の方、教職員）を設けている。 広報誌は、対象者別に、本学の教育・研究・診療などの情報を広く学外向けに発信する広報誌から、本学に関係する一般者として最も多い患者向けの広報誌、学生・教職員を対象とした学内向け広報誌まで、幅広く作成している。 一般向け：大学概要、統合報告書、滋賀医大ニュース 患者向け：滋賀医大病院ニュース、病院ニュース別冊TOPICS 学生・教職員向け：勢多だより、大学概要、統合報告書 受験生向け：大学案内、学生募集要項 産業界向け：大学概要、統合報告書、大学ホームページの「研究シーズ集、 医療ニーズ集」 地域の医療機関向け：診療案内、滋賀医大病院ニュース	・情報公開（大学HP） ・大学概要（大学HP） ・統合報告書（大学HP） ・広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース & 別冊TOPICS、 (4)Institutional Research(IR) Report ・学生募集要項（医学部）（大学HP） ・学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・研究シーズ集（大学HP） ・医療ニーズ集（大学HP） ・診療案内（病院HP） ・入試情報（イベント）（大学HP） ・高大連携事業（大学HP） ・公開講座（大学HP）

国立大学法人滋賀医科大学				
記載事項		更新の有無	記載欄	根拠資料等
補充原則 4－1 ② 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。			【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠及び学生の進路状況等】 本学は、教育の全体の方針、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、大学ホームページ上で公開している。また、講義・演習・実習等については、『履修要項・講義概要（シラバス）』に学習目標、授業概要、評価方法を明記し、大学ホームページ上で公開している。 学修成果（アウトカム）については大学ホームページ上で公開しており、これに関連する取組として「学生による自己評価表」を用いた学修成果の評価を行っている。 学部学生（第2学年以上）には、毎年4月上旬の新年度オリエンテーションで前年度の成績通知書を配付しており、保護者には毎年4～5月頃に前年度の成績通知書を郵送することで学生の学修状況を通知している。 本学の教育の成果としては、本学は医科大学であることから、学生の国家試験（医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験）の合格率及び学部学生及び大学院生の進路状況についても、大学のホームページ及び大学概要で公開している。また、毎年4月に学部学生の保護者を対象に開催する各学科後援会総会において、直近の国家試験の可否結果及び学生の進路状況等の資料を配付のうえ報告している。 【学生の満足度】 『学習・学生生活実態調査』及び『大学院学生対象アンケート』において、「教育内容」、「学習環境・共用施設」、「学習支援」、「研究指導」等についての学生の満足度を把握し、結果を報告書に取りまとめて大学ホームページで開示している。なお、医学・看護学教育センター運営会議では学生の満足度向上に向けて、大学運営等に反映させるべき要望があれば適切な委員会等における検討を経て対応（改善等）する P D C A サイクルを回している。 【その他特記すべき事項】 学生の講義等について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、Webツールによるオンライン形式やオンデマンド形式、課題レポート提出形式等の遠隔形式で実施し、令和2年度後期は、感染拡大防止に係る対策・配慮を徹底のうえ、対面を原則とし、遠隔形式も適宜併用しながら実施している。	・教育目標、3つのポリシー（医学部医学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（医学部看護学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士課程）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科修士課程）（大学HP） ・学修成果（大学HP） ・履修要項・講義概要（シラバス）（大学HP） ・国家試験・就職状況（大学HP） ・法定公開情報（教育に関する情報）（大学HP） ・大学概要「学生数等」 35頁（大学HP） ・大学案内（大学HP） ・学習・学生生活実態調査報告書 ・大学院博士課程学位授与時アンケート報告書 ・大学院修士課程学位授与時アンケート報告書 ・大学院（博士課程・修士課程）進路状況
補充原則 4－1 ③ 国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。			補充原則 1－3 ⑥（4）に記載	

国立大学法人滋賀医科大学			
記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		・内部通報・外部通報に関しては、公益通報実施要領を定め、公益通報窓口を学内（総務企画課）及び学外（弁護士）に設けるとともに、公益通報者保護規程を定め通報者の保護を行っている。規程や通報窓口は、大学ホームページ等で公表している。 公益通報者保護規程【窓口】第5条（抜粋） 本学の公益通報等の窓口は、総務企画課とする。 2 前項に加えて、学外の窓口を第7条第2項第3号に規定する弁護士とする。 公益通報者保護規程【公益通報の調査】第7条（抜粋） 本学に公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は事務局長 1名 (2) 教育研究評議会で選出された評議員 3名 (3) 本学が定める弁護士 1名 (4) その他学長が必要と認める者 若干名 3 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない ・医学部附属病院における医療安全に関しては、医療法施行規則の規定に基づき、適正な医療安全管理体制を確保するため、医療安全、法律等に識見を有する附属病院と利害関係のない学外者を含む「医療安全監査委員会」を設置している。学長は、委員会からの監査結果の報告を受け、必要な措置を講じるとともに、監査結果を公表している。 医療安全監査委員会規程【任務】第3条（抜粋） 委員会は、次の各号に掲げる事項について確認し、監査することとする。 (1) 医療に係る安全管理についての業務方法書及び規則等の整備状況に関すること。 (2) 関係法令、業務方法書、規則等に基づく業務の実施状況に関すること。 (3) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の行うべき業務の状況に関すること。 (4) 医療安全管理部の体制及び業務の状況に関すること。 (5) 医療安全管理委員会の業務の状況に関すること。 (6) その他本院における医療安全管理体制に関すること。 2 委員会は、監査を実施するにあたり、病院長及び担当者から報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができる。 3 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。 4 委員会は、監査の結果を公表するものとする。	・公益通報者保護規程 第5条（窓口）、第7条（公益通報の調査） ・公益通報実施要領 ・医療安全監査委員会規程 第3条（任務）、第4条（組織）

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		医療安全監査委員会規程【組織】第4条（抜粋） 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 若干名 (2) 法律に関する識見を有する者 若干名 (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 若干名 (4) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第1号から第3号の委員は、本院と利害関係のない外部の者とする。 3 第1項各号の委員は、学長が委嘱する。 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ・情報管理リスクに関しては、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するため、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下、「CSIRT」という）を整備し、CSIRT要員にセキュリティ研修を受講させ人材育成を進めている。また、情報セキュリティ意識の向上のため本学メールアカウント取得者全員に対して毎年、情報セキュリティe-Learningの受講を義務付けている。 ・本学の健全な運営に資することを目的として内部監査によるチェックを実施しており、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づく助言、提案等を行っている。	・滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規 ・滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規 ・内部監査実施規程
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 大学ホームページ 法定公開情報（情報公開法） https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/act-on-access-to-information ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 病院長選考会議関係 https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/organization ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程 https://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/hospital/anzenkansa/index.html	